

地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程 新旧対照表

改正前	改正後
(通則) 第1条 地域企業経営人材確保支援事業給付金（以下「給付金」という。）の給付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金交付要綱（<u>令和4年金監督第3165号</u>）及びその他の法令の定めによるほか、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程（以下「規程」という。）の定めるところによる。 (機構人材リストへの登録) 第4条 機構人材リストへ登録できる者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>とする。 一 登録時において大企業と雇用契約等を締結している者（当該雇用契約等を締結している者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。）。 二 令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者（当該雇用契約等を締結していた者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。）で、かつ、登録時において当該雇用契約等が終了した日から5年が経過し	(通則) 第1条 地域企業経営人材確保支援事業給付金（以下「給付金」という。）の給付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金交付要綱（<u>令和3年2月10日付け金監督第203号</u>）、<u>中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（地域企業経営人材確保支援事業給付金）交付要綱（令和7年4月11日付け20250318財経第6号）</u>及びその他の法令の定めによるほか、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程（以下「規程」という。）の定めるところによる。 (機構人材リストへの登録) 第4条 機構人材リストへ登録できる者は、<u>地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金実施要領（令和3年10月1日付け制定金監督第2325号）第2条第1項の規定に該当する者（ただし、令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者に限る。）</u>とする。 (削除) (削除)

改正前	改正後
ない者。 2 (略) (給付申請) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請は、令和3年9月1日から<u>令和7年</u>2月14日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその前日)までの間に行うこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、<u>令和7年</u>1月1日から同年2月14日までの間に申請を行うものとする。 一 第二章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と<u>令和7年</u>1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から<u>令和7年</u>2月14日までの間に締結したとき 二 第三章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と<u>令和7年</u>1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から<u>令和7年</u>2月14日までの間に締結したとき 三 第五章の給付金については、給付対象企業が大企業と<u>令和7年</u>1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始し、かつ、出向者が給付対象企業において就業する出向契約を令和3年2月25日から<u>令和7年</u>2月14日までの間に締結したとき (新規)	2 (略) (給付申請) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請は、令和3年9月1日から<u>令和8年</u>2月14日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその前日)までの間に行うこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、<u>令和8年</u>1月1日から同年2月14日までの間に申請を行うものとする。 一 第二章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と<u>令和8年</u>1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から<u>令和8年</u>2月14日までの間に締結したとき 二 第三章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と<u>令和8年</u>1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から<u>令和8年</u>2月14日までの間に締結したとき 三 第五章の給付金については、給付対象企業が大企業と<u>令和8年</u>1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始し、かつ、出向者が給付対象企業において就業する出向契約を令和3年2月25日から<u>令和8年</u>2月14日までの間に締結したとき 4 第1項の申請は、前項の規定によるほか、次の各号に定める日から六箇月を経過する日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその前日)までに行うこと。 一 第二章及び第三章の給付金については、機構人材リスト

改正前	改正後
(給付金給付までの標準的な期間) 第8条 機構は、前条第1項の規定により給付決定通知書を送付した後、給付対象企業に対し給付金の給付を行う。 2 機構が、第5条第1項の規定を充足した給付申請書を受領してから、前項の給付金の給付を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、<u>45日とする。</u> (給付金) 第12条 機構は、給付対象企業が機構人材リスト登録者を次条に規定する給付要件を満たして雇用契約等を締結し、機構が適切であると認めた場合には給付金を給付する。 2 給付金の額は、給付対象企業の雇用者等1名につき、雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に雇用者等に支払われる給与等の合計額に100分の30を乗じた額とし、<u>500万円</u>を上限とする。ただし、当該給付対象企業が過去に当該雇用者等を対象として、第三章、第四章又は第五章の給付金の給付を受けていた場合は、当該給付金額を控除した金額を上限とする。 3～5 (略)	登録者の雇用期間等が開始した日 二 第四章の給付金については、機構人材リスト登録者と給付対象企業との間で締結された請負契約等が適正に履行されたことが給付対象企業において検査又は確認され、報酬の金額が確定し支払われた日 三 第五章の給付金については、機構人材リスト登録者が給付対象企業において就業が開始した日 (給付金給付までの標準的な期間) 第8条 機構は、前条第1項の規定により給付決定通知書を送付した後、給付対象企業に対し給付金の給付を行う。 2 機構が、第5条第1項の規定を充足した給付申請書を受領してから、前項の給付金の給付を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、<u>45日(令和7年2月15日から同年4月15日までの間に行われた給付申請書の受領については、同日から起算して45日)とする。</u> (給付金) 第12条 機構は、給付対象企業が機構人材リスト登録者を次条に規定する給付要件を満たして雇用契約等を締結し、機構が適切であると認めた場合には給付金を給付する。 2 給付金の額は、給付対象企業の雇用者等1名につき、雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に雇用者等に支払われる給与等の合計額に100分の30を乗じた額とし、<u>450万円</u>を上限とする。ただし、当該給付対象企業が過去に当該雇用者等を対象として、第三章、第四章又は第五章の給付金の給付を受けていた場合は、当該給付金額を控除した金額を上限とする。 3～5 (略)

改正前	改正後
(給付要件) 第13条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から<u>令和7年</u>2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から<u>令和7年</u>3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。 三 雇用者等に対して、1年当たり<u>500万円以上</u>の給与等を雇用期間等又は雇用期間等の開始から2年間のいずれか短い期間の間支払うことを約していること。 四・五 (略) (給付申請に必要な書類) 第14条 本章における第5条第2項第7号に規定する各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。 一～六 (略) (新規) 2 (略)	(給付要件) 第13条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から<u>令和8年</u>2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から<u>令和8年</u>3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。 三 雇用者等に対して、1年当たり<u>500万円以上(別表に掲げる都道府県に所在する給付対象企業と前号に規定するいずれかの契約の締結を行った雇用者等であって、当該雇用者等の年齢が雇用期間等の開始する時点において60歳以上の場合については、450万円以上)</u>の給与等を雇用期間等又は雇用期間等の開始から2年間のいずれか短い期間の間支払うことを約していること。 四・五 (略) (給付申請に必要な書類) 第14条 本章における第5条第2項第7号に規定する各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。 一～六 (略) 七 給付対象企業が機構人材リスト登録者と雇用契約等を締結し、給付金の申請を行う前に行われる特定有料職業紹介事業者による当該機構人材リスト登録者へのヒアリング結果を記載した書類 2 (略)

改正前	改正後
(給付金の返還) 第15条 対象企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金に相当する額を機構に全額返還しなければならない。 一 (略) 二 雇用者等への年間の給与等の支払額が <u>500万円</u> を下回ることとなった場合。 三～五 (略) 2～4 (略) (給付要件) 第19条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から <u>令和7年</u> 2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から <u>令和7年</u> 3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。 三・四 (略) (給付要件) 第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から <u>令和7年</u> 2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から <u>令和7年</u> 2月14日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。 三 (略)	(給付金の返還) 第15条 対象企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金に相当する額を機構に全額返還しなければならない。 一 (略) 二 雇用者等への年間の給与等の支払額が <u>第13条第3号に定める給与等の水準</u> を下回ることとなった場合。 三～五 (略) 2～4 (略) (給付要件) 第19条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から <u>令和8年</u> 2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から <u>令和8年</u> 3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。 三・四 (略) (給付要件) 第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から <u>令和8年</u> 2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から <u>令和8年</u> 2月14日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。 三 (略)

改正前	改正後
(給付要件) 第 3 1 条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和 3 年 2 月 2 5 日から <u>令和 7 年</u> 2 月 1 4 日までの間に大企業との間で、令和 3 年 2 月 2 5 日から <u>令和 7 年</u> 3 月 3 1 日までの間に outwarder の雇用期間等が開始する 3 ヶ月以上の outwarder 契約を締結すること。 三～五 (略) (新規)	(給付要件) 第 3 1 条 給付要件については、次の各号によるものとする。 一 (略) 二 給付対象企業が、令和 3 年 2 月 2 5 日から <u>令和 8 年</u> 2 月 1 4 日までの間に大企業との間で、令和 3 年 2 月 2 5 日から <u>令和 8 年</u> 3 月 3 1 日までの間に outwarder の雇用期間等が開始する 3 ヶ月以上の outwarder 契約を締結すること。 三～五 (略) 附 則 1 この規程の改正は、令和 7 年 4 月 1 5 日から施行する。 2 改正後の第 1 2 条第 2 項の規定は、機構人材リスト登録者の雇用期間等が令和 7 年 4 月 1 日以降に開始する給付申請に適用する。 3 改正後の第 1 3 条第 3 号の規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日以前に同条第 1 号のメッセージの送受信が行われ、同年 4 月 1 日以降に雇用期間等の開始する給付申請については、適用しない。 4 改正後の第 1 4 条第 7 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に機構が受け付ける給付申請から適用する。ただし、第 1 3 条第 1 号のメッセージの送受信が行われた日 (内定承諾日) が令和 7 年 3 月 3 1 日以前の給付申請については、改正後の第 1 4 条第 7 号の規定は適用しない。

改正前	改正後
(新規)	別表 (第13条第3号関係) 一 青森県 二 岩手県 三 宮城県 四 秋田県 五 山形県 六 福島県 七 栃木県 八 新潟県 九 石川県 十 福井県 十一 長野県 十二 岐阜県 十三 滋賀県 十四 奈良県 十五 鳥取県 十六 島根県 十七 山口県 十八 徳島県 十九 香川県 二十 愛媛県 二十一 福岡県 二十二 佐賀県 二十三 長崎県 二十四 熊本県 二十五 大分県 二十六 宮崎県 二十七 鹿児島県 二十八 沖縄県